



5 所得の制限

受給資格者、その配偶者又は同居（同住所地で世帯分離している世帯を含む。）の扶養義務者（父母・祖父母・子・兄弟など）の前年の所得がそれぞれ下表の額以上であるときは、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当の一部又は全部の支給が制限されます。

平成 25 年度所得制限限度額（平成 25 年 8 月分～ 26 年 7 月分）

扶養親族数	所得		扶養義務者・配偶者 孤児等の養育者
	本人	全部支給	
0 人	190,000 円	1,920,000 円	2,360,000 円
1 人	570,000 円	2,300,000 円	2,740,000 円
2 人	950,000 円	2,680,000 円	3,120,000 円
3 人	1,330,000 円	3,060,000 円	3,500,000 円
4 人	1,710,000 円	3,440,000 円	3,880,000 円
5 人	2,090,000 円	3,820,000 円	4,260,000 円

● 所得額の計算方法（課税台帳に基づき計算します。）

所得額 = 年間収入金額 - 必要経費 + 養育費の 8 割相当額 - 次表の諸控除 - 8 万円

(給与所得控除額)

(社会保険料等相当額)

諸控除の額	● 寡婦(夫)控除(一般) …… 270,000 円	● 寡婦控除(特別) …… 350,000 円
	● 障害者控除 …… 270,000 円	● 特別障害者控除 …… 400,000 円
	● 勤労学生控除	
	● 配偶者特別控除・医療費控除等 …… 地方税法で控除された額	

※ 受給資格者が母(父)の場合は、寡婦(夫)控除については控除しない。

◆ 所得制限限度額に加算されるもの

① 受給資格者本人

老人控除対象配偶者、老人扶養親族がある場合 …… 10 万円 / 人

特定扶養親族がある場合 …… 15 万円 / 人

② 扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者

老人扶養親族がある場合 …… 6 万円 / 人（ただし、扶養親族等が全て老人扶養親族の場合は、1 人を除く。）



6 児童扶養手当の支給制限

平成 20 年 4 月以降、受給期間が 5 年を経過する等の要件に該当する方は、適用除外事由（就業あるいは求職活動などを行っている場合や、求職活動ができない事情などがある場合）に該当する方を除いて、手当額の 2 分の 1 が支給停止になる可能性があります。お住まいの町村役場から「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」が送付されますので、就労をしている等の届出の手続きをすることにより、5 年等経過後も、経過前の月と同額の手当を受給することが可能です。

（所得の状況や家族の状況等に変更があった場合は、この限りではありません。）